

令和7年度

# 償却資産(固定資産税)申告のご案内

市内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに申告する必要があります。償却資産とは、会社や個人の方が事業のために所有している資産です。  
所得税・法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、必ず償却資産の申告が必要です。

## ◆申告が必要な方

令和7年1月1日現在、会社や個人で工場や商店などを経営している方、アパートや駐車場を貸し付けている方、農業等を営んでいる方で、その事業に用いることができる償却資産を市内に所有している方

## ◆対象資産

構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品など

※自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象外  
※初めて申告する方は、所有している全ての事業用資産について申告してください。  
※所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円

(免税点) 未満の場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

## ◆申告の方法

償却資産申告書・種類別明細書を1月31日(金)までに資産税課へ提出  
※申告書および明細書は、資産税課ウェブページまたは同課窓口で入手

※eLTAX(エルトックス)による電子申告も利用できます。



## ◆注意事項

申告漏れの資産があることが判明した場合、最大で5年間さかのぼって課税されます。過年度分に係る市税は、一括納付が原則です。  
なお、償却資産が未申告とみられる場合、国税庁等の資料により、資産内容を確認させていただく場合があります。  
※令和4年度より調査に基づき推計課税を実施しています。

## 問合せ

### 資産税課(2階)

☐ [sisanzei@city.mobara.chiba.jp](mailto:sisanzei@city.mobara.chiba.jp)

☎(20)1579 FAX(20)1606

## 都市計画道路

くわはらちよせん  
桑原八千代線の

## 一部供用開始について

都市計画道路桑原八千代線の一部について、12月25日(水)より、次の区間の供用を開始しました。



供用開始箇所

## 問合せ

### 土木建設課(7階)

☎(20)1536 FAX(20)1605